

1852年朝鮮『平安道中和府壬子式年戸籍』 初探

山内民博

はじめに

東北大学附属図書館に『平安道中和府壬子式年戸籍』という朝鮮戸籍1冊が所蔵されている。⁽¹⁾朝鮮北西部、平安道中和府の戸籍で、哲宗3年、1852年に作成されたものである。小論では、これまで本格的にとりあげられることのなかった、この『平安道中和府壬子式年戸籍』（以下、『中和府戸籍』）の記載内容を分析し、その特徴を検討してみたい。

四方博にはじまる朝鮮戸籍研究の内容は多岐にわたるが、その焦点のひとつは身分ないし職役（官職および課された役）の分析であった。17世紀以降に作成されたものが残る現存戸籍を対象に進められてきた戸籍研究によって、18世紀後半から19世紀にかけて幼学戸が急増するとともに、奴婢戸が激減していく現象が明らかにされた。⁽²⁾これを兩班（士族）を支配層とする身分制の解体傾向を示すものと解釈するか否かをめぐっては議論がわかれるものの、⁽³⁾朝鮮時代後期の社会変動と関連していることは疑いない。しかしながら、こうしたこれまでの研究で利用されてきた戸籍はほぼすべて南部の慶尚道地域の戸籍であった。それは、1896年に戸籍制度が大きくかわる以前の現存朝鮮戸籍（旧式戸籍）がほとんど慶尚道のものに限られるからである。⁽⁴⁾

-
- (1) 狩野亨吉旧蔵のコレクションである狩野文庫に収められている。
 - (2) 四方博（1976、原載1937）ほか。幼学とは官職についていない儒生の称で、17世紀にはもっぱら兩班・士族が称していた。
 - (3) 近年の朝鮮時代戸籍研究について簡略に紹介したものに朝鮮史研究会編（2011：165～171）があり、より詳細には武田幸男（1983：27～33）（1991：22～33）、井上和枝（2003）が研究史を整理している。
 - (4) 現存朝鮮戸籍の状況を整理したものに武田幸男（1983：20～27）、同（1991：18～22）、韓榮國（1985）がある。

本『中和府戸籍』は単年度1冊にすぎないとはいえ、平安道地域の旧式戸籍としては唯一の現存戸籍であり、史料的价值は小さくない。小論では、慶尚道地域の事例とも比較しつつ、本戸籍の基礎的な分析を試みたい。⁽⁵⁾

1 『中和府戸籍』の概要

朝鮮王朝では3年に一度の式年に邑（府・牧・都護府・郡・県などの総称）を単位に戸籍が作成されていた。本戸籍の表紙中央には「平安道中和府壬子式年戸籍」、本文冒頭には「咸豊二年九月日平安道中和府壬子式帳籍」とあって、本戸籍が平安道中和府の戸籍であり、咸豊2年（哲宗3、1852）にあたる壬子式年に作成されたことを示す。⁽⁶⁾現存朝鮮戸籍の題名は「戸籍大帳」、「戸口大帳」、「帳籍」、「帳戸籍」、「成籍」など、さまざまな名称で結ばれており、本戸籍の「戸籍」および「帳籍」も特異ではない。

本文冒頭の年号につづく「九月日」は戸籍の完成した時期を示し、表紙左部にも「戸壬子九月日成」と記されている。18世紀後半以降の朝鮮戸籍は式年前年に編成作業をすすめ、式年の1月ごろに完成しているのが通例であった（山内弘一1997：3-12）。9月は明らかに遅いが、これは平安道では前年（哲宗2、1851）7月の水害を理由に、戸籍の中央への提出期限が秋まで延長されていたことによる。⁽⁷⁾

表紙右上には「古生陽」・「上道」と記され、右下には「五」、「共六」とある。「古生陽」と「上道」は古生陽面と上道面のことで、本戸籍が収録している面名を示す。この時期、中和府には15の面（邑の下の統治単位）があったが、⁽⁸⁾そのうち2面の戸口が収録されているわけである。「五」、「共六」はこの式年の中和府戸籍が全6冊で、そのうち本戸籍が第5冊にあたることを意味しよう。

本文の紙は四周単辺、半丁12行の罫紙で、本文冒頭は前掲した「咸豊二年九

(5) 『中和府戸籍』にふれた研究に林學成（2005）があり、本戸籍に登載された巫女・才人をとりあげている。

(6) 以下、書誌的情報については東洋文庫東北アジア研究班〔朝鮮〕（2004：319）、藤本幸夫（2018：990）の解題を参考にしている。

(7) 『承政院日記』哲宗2年7月11日乙未、15日癸亥、22日丙午、26日庚戌、閏8月17日庚子。

(8) 「中和府邑誌及事例並録成冊」（『関西邑誌』所収、1871年編）坊局条。

月日平安道中和府壬子式帳籍」の後、つぎのようにつづく。

古生陽一里

第一統ノ首

統一戸閑良林在根、年四十二、辛未生、本晋州、父学生宗国、祖学生鳳休、
曾祖学生徽、外祖学生金光浩、本全州、妻崔氏、甲四十六、丁卯生、
本龍宮、父学生尚国、祖学生徳隣、曾祖学生厚尚、外祖学生李光允、
本牙山

古生陽面一里の第一統一戸で、戸筆頭者（以下、戸主と称する）の林在根という人物とその妻崔氏の2人が載せられている。戸は5戸ごとに統にまとめられており、面一里（洞）一統一戸という編成をとっている。この5戸を単位とする統編成（五家作統）は1675年（肅宗元）に五家統事目が定められて以降の朝鮮戸籍の伝統であった。ただし、本戸籍では各統の統首名は上掲例のように記載されていない統が多い。また、この部分の欄外上部には「古生陽一里地名大倉」という書き込みがある。一里を大倉里ともいったのであろう。一里以下、古生陽面には11の里・洞（以下、洞里と称する）が記載されており、各洞里冒頭には一里と同じ形式で「地名」表記がある（後掲表1参照）。面の末尾には「以上」条があって、戸数・統数・口数をまとめている⁽⁹⁾。古生陽面につづく上道面の構成も同様である。面末尾の「以上」条の後には、「都以上」条があり、2面合計の戸数・統数・口数を記す。

冊末には「通訓大夫行中和都護府使兼平壤鎮管兵馬同僉節制使中營將李（押）」と、守令の署名がある。中和府は正式には中和都護府といい、都護府使が武官職の平壤鎮管兵馬同僉節制使と平安道中營將を兼ねた。この時期の中和都護府使は李敏道という人物であった⁽¹⁰⁾。

本文各丁には朱印が押されている。印影は判然としないが、藤本幸夫の解題では「中和中營藏印」と読んでいる（藤本幸夫2018：990）。中營とは地方の軍事機構のひとつで平安道の中營は中和にあった。前述のとおり中和府使（都護

(9) 慶尚道の戸籍では「已上」と表記されることが多い。

(10) 『承政院日記』哲宗2年6月26日辛巳。

府使)が中営将を兼ねている。戸籍は各邑で3部つくられ、1部を中央で戸籍を管掌する漢城府に、1部を道の監営(觀察使營、平安道では平壤に置かれた)に提出し、残る1部は邑に置いたのであるが、「中和中営藏印」が押されているのであれば、この戸籍大帳は中和府で保管されていたものということになる。通例、各邑には戸籍を保管する戸籍庫があったが、中和では何らかの事情で中営の建物に保管していたのであろうか。

以上みてきた戸籍の様式は、現存する同時期の慶尚道地域の戸籍と特段の違いはない。

2 戸口数の検討

つぎに『中和府戸籍』に登載された戸口数をみてみよう。

表1は面・洞里別に『中和府戸籍』の戸数と口数(人口)を示したものである。古生陽面には11洞里あり、合計すると559戸、1250人が載せられている。男女別には男性が713人、女性が537人と、かなり男性が多い。上道面には15洞里あり、戸数はあわせて549戸、口数は1224人である。そのうち男性が763人、女性は461人で、同じく男性が多い。1戸あたりの口数を算出すると、どちらの面も2.2人である。

戸内人数の分布から戸の規模をみてみると、表2となる(2面合計)。戸内に1人のみの戸(戸主のみの戸)が203戸、2人の戸が617戸あり、両者で全体の約74%を占める。大半が小規模な戸だったわけである。

面末尾には前述のとおり以上条があって、面の戸口数をまとめている。その数値は古生陽面で戸数558戸、口数2286人(男1156人、女1130人)、上道面で戸数549戸、口数2200人(男1102人、女1098人)である。戸数は実際に登載された戸数にほぼ等しいが、口数は以上条のほうが大幅に多く、1戸あたり平均口数は古生陽面が4.1人、上道面が4.0人となる。従来、19世紀の戸籍の已上条・都已上条(本戸籍の以上・都以上条)の数値(とくに口数、地域によっては戸数・口数双方)は戸籍に登載された実数ではなく、操作された数値であったとみられているが(山内民博2002:33)、中和府でも事情は同様だったようである。

もちろん、だからといって戸籍に登載された戸口の数が実態を示しているというわけではない。戸籍の編成にあたっては各洞里で「立戸」という作業があ

表1 『中和府戸籍』面・洞里別戸口数

面名	洞里名	(地名)	戸数	口数		
				男	女	計
古生陽	一里	(大倉)	43	54	35	89
	二里	(禾洞)	63	85	64	149
	三里	(水清)	109	123	84	207
	下三里一洞	(楠洞)	33	42	34	76
	下三里二洞	(金谷)	41	52	41	93
	上四里	(長仕洞)	80	102	75	177
	下四里	(寺洞)	91	132	111	243
	五里一洞	(檜峴)	22	33	27	60
	二洞	(魚隠洞)	39	48	39	87
	三洞	(不老里)	24	25	14	39
	六里	(館埜)	14	17	13	30
		計		559	713	537
上道	一里一洞	(山中)	33	40	30	70
	二洞		14	19	14	33
	三洞		86	112	41	153
	四洞		28	55	28	83
	上二里	(瓜里洞)	35	48	37	85
	中二里	(石埜洞)	12	16	7	23
	下二里	(正板)	42	69	60	129
	上三里	(宗山)	7	9	7	16
	下三里	(棲賢洞)	17	29	16	45
	上四里	(明五里)	30	36	26	62
	下四里	(鈎龍洞)	36	44	39	83
	五里一洞	(楸村)	42	65	30	95
	二洞		35	41	27	68
	下五里	(崔生洞)	22	35	22	57
	六里	(場埜)	110	145	77	222
	計		549	763	461	1224

り、戸籍に登載する戸を事前に調整していた⁽¹¹⁾。したがって、戸として把握さ

(11) 「立戸之際、可戸者戸之、可破者破之」(『戸籍所謄録』所収「丁亥六月初五日初準伝令式」)。詳しくは山内弘一(1997: 6~7)が説明している。『戸籍所謄録』は中和に近い平安道成川府の戸籍関係史料である。

表2 『中和府戸籍』
戸内口数の分布
(2面計)

戸内口数	戸数
1	203
2	617
3	185
4	76
5	12
6	8
7	4
8	2
26	1
計	1108

れていない世帯が少なからず存在していたことが予想される。18世紀中葉の例であるが、李潤成という人物が中和府使だったとき、当初報告された中和府全体の戸数は7000戸程度であったが、担当者を問いただすと1万3000戸あまりに増えたという⁽¹²⁾。

また、『中和府戸籍』の1戸あたり平均2.2人という戸内人数は明らかに少なく、かつ男性が女性よりも相当に多い。漏戸ばかりでなく、漏口もあったことは疑いない。図1、図2は『中和府戸籍』の戸籍登載者の年齢分布を男女別にみたものである。古生陽面と上道面を合計した数値からグラフを作成している。一見して明らかなように男女とも低年齢層が非常に少ない。男性では20歳以下が少なく、5歳以下

は皆無である(図1)。女性は25歳以下が明確に少なく、15歳以下はいない(図2)。これが中和社会の実態を反映していたとは考えがたく、低年齢層を戸籍に載せない傾向が強かったということであろう。

さらに、戸内登載者の内訳を示すと表3となる。両面あわせた戸主の数は1108人、全員が男性であり、寡婦など女性を戸主とする戸はない。戸主の妻は876人で、少なからぬ戸主に妻が載せられていない。また、戸主のこども(子女)は男子のみで、女子は一例もみえない。戸主の兄弟姉妹も確認できるのは弟だけである。

これを慶尚道安義県の比較的時期に近い戸籍とくらべてみよう。表4は現存する安義県戸籍大帳から1843年の南里面と東里面のデータをまとめたものである⁽¹³⁾。戸籍登載者を合計すると男性1518人に女性1571人、性別不明7人となっており、戸あたり平均口数は4.1人、男女比は1対1に近い。751戸中、女性戸主も35人いるし、戸主の女子も少なくない。安義にしても漏口は予想されるのであるが(山内2002:34~37)、『中和府戸籍』では戸籍に登載されていない女

(12) 「(吏判金)尚魯曰……頃与朔州府使李潤成、語及漏戸之弊、渠作宰中和時、初頭所報戸数、不過七千、而太半小残戸矣。招来戸籍前任、仔細盤問、則果得一万三千余戸」(『承政院日記』英祖26年6月12日癸未)。

(13) 『慶尚道安義県戸籍大帳』癸卯式第3冊、学習院大学図書館蔵。

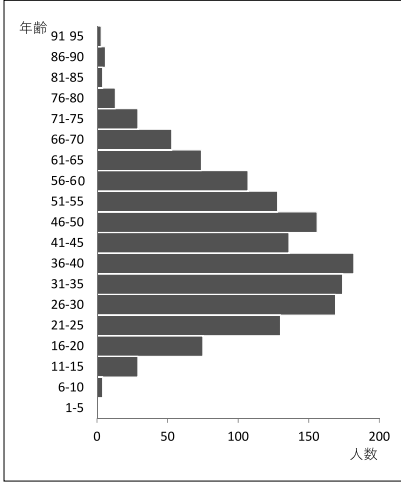


図1 『中和府戸籍』男性の年齢分布

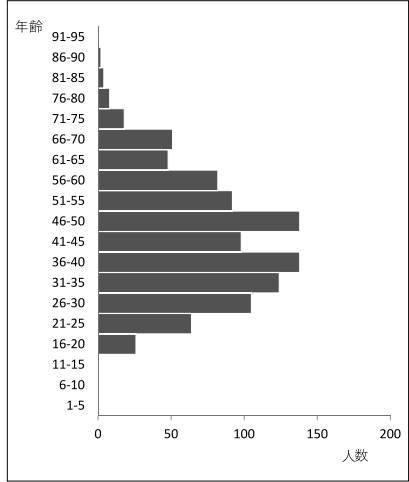


図2 『中和府戸籍』女性の年齢分布

表3 『中和府壬子式年戸籍』
登載者の内訳

	男	女	計
戸主	1108	0	1108
妻	—	876	876
母	—	32	32
子・女	298	0	298
婦	—	64	64
孫	9	0	9
孫婦	—	1	1
弟・妹	53	0	53
弟妻	—	18	18
侄・堂侄	8	0	8
侄妻	—	3	3
奴婢	0	4	4
計	1476	998	2474

*数値は2面合計の人数

表4 1843年『安義県戸籍大帳』南里面・東里面
の戸内記載者の構成

	男	女	不明	計
戸主	716	35	0	751
妻	—	640	0	640
父・母	0	104	0	104
祖母	—	3	0	3
子・女	512	352	0	864
孫子・孫女・曾孫	37	14	0	51
婿・婦・孫婦	0	182	0	182
弟・妹	0	6	0	6
嫂	—	11	0	11
その他親族	7	0	1	8
奴婢(仰役)	246	224	6	476
計	1518	1571	7	3096

*数値は2面合計の人数

性が相当数いたものと考えられる。

もう一点、安義県戸籍大帳と比較して大きく異なるのが、奴婢の有無である。中和では戸内の奴婢（仰役奴婢、率居奴婢）は婢が4人いるにすぎないのに対し、安義では戸内奴婢が全口数の15%程度に達する。『中和府戸籍』における奴婢の不記載をどう解釈するかについては後論するとして、戸籍上に奴婢がほとんどいないことも戸内平均人数を押し下げる要因となっている。

以上のように『中和府戸籍』にはかなりの漏戸・漏口が想定されるのであるが、その漏戸・漏口のありかた自体が中和府における戸籍編成の特徴とみるべきであろう。

それではつぎに、戸籍に登載された人びとの情報をくわしくみてみることにしよう。

3 戸内登載者の検討

先にあげた古生陽面一里第一統一戸を、登載者ごとに改行して再掲する。

統一戸閑良林在根、年四十二、辛未生、本晋州、父学生宗国、祖学生鳳休、
曾祖学生徽、外祖学生金光浩、本全州
妻崔氏、甲四十六、丁卯生、本龍宮、父学生尚国、祖学生德獬、曾祖
学生厚尚、外祖学生李光允、本牙山

戸主林在根とその妻崔氏からなる戸であり、戸主については職役、姓名、年齢・生年干支、本貫、四祖（父・祖・曾祖・外祖）情報を載せ、妻についてもほぼ同様に姓、年齢・生年干支、本貫、四祖情報を記している。こうした書式は他地域の戸籍とも共通するのであるが⁽¹⁴⁾、この例の書式が『中和府戸籍』に共通するというわけでは必ずしもない。以下、戸主と妻、戸内の男性・女性親族、および奴婢について記載書式・内容を検討してみたい。

(14) ただし、前式年戸籍との対照結果を示す「(干支) 戸口相准」あるいは「新戸自首」といった末尾文言はない。

(1) 戸主および男性親族

戸主の記載項目は、職役、姓名、年齢・生年干支、本貫、祖先情報である。

戸主の全員が男性であることは前述した。17、18世紀の戸籍では男女を問わず姓を記載せず名をみの例が、奴婢をはじめ少ないのであるが、本戸籍の戸主はみな姓と名を記載している⁽¹⁵⁾。姓とともに父系によって伝えられる本貫もほとんどの戸主が載せている(1108人中1104人が記載)。姓は69種、本貫は120種程度あり、姓貫としては金海金氏(127人)、密陽朴氏(50人)、海州呉氏(39人)といった他地域でもひろくみられる姓貫が上位3位となっている。

年齢は「年」によって(上掲林在根であれば「年四十二」)、本貫は「本」によって示されており(上掲林在根は「本晋州」)、例外はない。また、祖先としてはほとんど(1108人中1102人)が四祖を記載している。以上も、朝鮮戸籍の男性戸主として一般的な形である。

戸主の職役についてまとめると表5となる。幼学が861人、全体の77.7%を占め、ついで閑良が192人、17.3%である。この両者で戸主の95%に達する。軍役など身役を載せる者はわずかであり、奴婢戸主はまったくない。

幼学とは官職についていない儒生を意味する。元来は主として士族が称し、身役を免除されていた。17世紀であれば幼学戸主が全戸主の10%を越えるような地域はなかったが、19世紀になると慶尚道各地の戸籍で幼学の増加が顕著になっていた。『中和府戸籍』に近い時期の各地の幼学戸主比率をあげると、さきにみた慶尚道安義県南里面・東里面の1843年が29.8%、1870年が36.9%であり、1858年の慶尚道大丘府の10面が63.1%、慶尚道丹城縣新等面・法勿也面が

表5 『中和府戸籍』
戸主の職役

職役	戸主
帶品職*	7
生員	1
幼学	861
武及第/及第	5
忠翊衛	1
軍官	1
別武士	1
出身	3
閑良	192
精抄	15
兵營軍	1
壯武隊	2
防軍(坊軍)	3
大旗手	1
無役	1
盲人	3
才人	2
無記載	8
計	1108

*数値は人数。

*「帶品職」の内訳は以下のとおり。

嘉善大夫同知 1

嘉善大夫 2

折衝將軍兼知中枢府事兼五衛將 2

宣略將軍行廟洞權管 1

榆陵奉種 2

*「幼学」には「幼学盲人」1人を含む

(15) 記載に脱落があり、把握できない1例をのぞく。

1846年で49.2%、1870年で68.8%であった。⁽¹⁶⁾19世紀中葉の戸籍としては、中和は慶尚道以上に幼学戸比率が高かったわけである。

17世紀以降の閑良は役負担のない武科応試者など業武者を指し、19世紀には増える傾向にあったが、1843年の安義県南里面・東里面で8.9%、1870年で16.9%、1858年の大丘府10面で4.2%程度であったのにくらべると、⁽¹⁷⁾中和の閑良比率は高めである。

逆に、慶尚道地域とくらべてめだつて少ないのが軍役をはじめとする身役負担者である。身役負担者としてみえるのは精抄・兵営軍・壮武隊・防軍・大旗手および軍官のあわせて23人（2.1%）程度にすぎない。⁽¹⁸⁾戸主以外の男性をみても、あわせて368人のうち311人が幼学で、各種役記載者はひとりもない。

この時期、軍役などの身役は納布・納銭役（人ないし戸に課される税）となっているものが多かった。19世紀後半、中和府には府全体15面でおおよそ40種、1万人分程度の軍役が課されていたが、⁽¹⁹⁾『中和府戸籍』にそのほとんどがみえないということは、大部分の通常の軍役（納布・納銭役）については役名を個別に（個人に）わりあてることなく、役負担者から一律に役価を徴収していたのであろう。あるいは村落ごとに軍役田（役根田）や軍布契のような共同納慣行が広まっていた可能性も想定される。⁽²⁰⁾いいかえれば、そのため、戸籍に軍役名がほとんど登場せず、大部分の戸主が、軍役・身役と関係しない幼学と閑良になっていたと考えられる。したがって、『中和府戸籍』においては

(16) 山内民博（2008：96）、四方博（1976：152、職役別列挙総合表、西下下・河東・河南・河西・河北・甘勿川・祖岩・月背・仁興・花県内の10面集計値）、井上和枝（1985：15、表14）により算出。

(17) 山内（2008：97、表2・表3）、四方（1976：152、職役別列挙総合表）、井上（1985：15、表14）により算出。

(18) 以上のほかにめだつものとしては、嘉善大夫などの品階・官職を記す帯品職が7人、武科の合格者（武及第ないし及第）が5人いる。前者の品階・官職は、納粟（買官）か老職（老人への贈職）であろう。また、2人の才人がみえるが、これらの具体的様態はわからない。一般的には芸能民であり、巫女との関係も予想されるが、本戸籍の才人に妻は載せられていない。

(19) 1895年の「開国五百四年三月日中和府事例」軍総条には辛未年（1871）時点のものと思われる軍役おおよそ40種、1万532名分が、監営軍・兵営軍・三和防営軍・巡中営軍・平壤府所属軍・本府軍に分類されて列挙されている。

(20) 『牧民心書』兵典・簽丁条。中和では確認できないが、19世紀末に軍役田が整理された時点では平安道各地に軍役田が存在していたことが知られている（金容燮1984：248～249）。

幼学や閑良であったとしても、役価を負担していた戸主は少なくなかったであろう。一方、『中和府戸籍』に登場する精抄・兵営軍・壮武隊などは何らか実質的な役務をもつものだった可能性⁽²¹⁾がある。

軍役の納布・納銭化自体は早くから全国的に進んでいたが、戸布制施行(1871年、高宗8)以前の慶尚道の戸籍⁽²²⁾で、これほど身役名・身役記載者数が少ない例はない。戸主のうち軍役などの公的な身役記載者(奴婢を除く)が占める比率は1843年の安義県南里面・東里面で39.3%程度、1858年の大丘府が17.0%程度、1846年の丹城県新等面・法勿也面が30.0%程度と、2.1%である中和府にくらべればかなり多いのである⁽²³⁾。19世紀の軍役制の変動・解体については金容燮(1984)、西田信治(1984)がくわしいが、中和府ではその軍役制の解体が早期に進行し、身役(軍役)と個人の結びつきがほとんど失われていたようである。

戸内の男性親族は「子」・「孫」・「弟」といった戸主との関係、職役、名、年齢を記しており、一般的な書式である。戸内の男性親族を合計すると368人、うち男子(子)が298人と大半を占める。ただし、戸あたりの平均男子数は0.27人ととどまる。20歳以下の男性が明らかに少なかったこととあわせ、かなりの漏口を予想させる。

(2) 妻および女性親族

さて、妻の場合、記載書式にいくつかのパターンがある。前掲林在根妻崔氏

(21) 精抄と壮武隊は兵営(平安道兵馬節度使営)属の操練(操練)軍であった。『輿地図書』の中和府軍兵条には「兵営属、壮武隊三百七十七名、精抄四百八十二名、良三手一百四名、奴三手一百十一名、以上赴操」とある。西田信治によると操練制度は19世紀前半には実質的な機能を失っていたが(西田1984:147~149)、1895年の平安道「龍岡県事例」軍総条に壮武隊・精抄・三手について「七月八月十月十一月十二月正月、六朔操練、無布」とあるのをみると、平安道の壮武隊・精抄については19世紀後半段階でも操練軍としての何らかの実質が残っていたのかもしれない。

(22) 1871年、大院君政権は身分を問わず、幼学・閑良なども含め身役価を戸から徴収する戸布制の実施を命じた。これ以降は属人的な身役は一部の例外を除きなくなり、戸籍上の身役記載者数も急減する。戸布制についてくわしくは西田(1984:149~154)、金容燮(1984:273~297)を参照のこと。

(23) 『慶尚道安義県戸籍大帳』癸卯式第3冊、四方博(1976:152~170、職役別列挙総合表)、井上和枝(1985:15~16、表14)により算出。

を含め、妻記載の例をいくつかあげてみよう。

A 妻崔氏、甲四十六、丁卯生、本龍宮、父学生尚国、祖学生徳獮、曾祖学生厚尚、外祖学生李光允、本牙山

(古生陽面一里第一統一戸閑良林在根妻)

B 妻洪氏、甲五十二、辛酉生、籍南陽、父学生洛裕、祖学生奉日、曾祖学生必濟、外祖学生崔昌元、本全州

(古生陽面一里第二統一戸幼学金弘順妻)

C 妻金召史、甲四十四、籍金海

(古生陽面二里第三統五戸閑良鄭仁海妻)

D 妻巫女金召史、年四十三、庚午生、本開城

(古生陽面上三里第十八統二戸閑良金錫五妻)

Aは姓「崔」に「氏」を付し、年齢は「甲」で、本貫は「本」で示し、四祖を全員記している。Bはほぼ同様であるが、本貫が「籍」字で示されている。CとDは姓に「召史」を付し祖先を載せていない例で、Cは年齢を「甲」で示して生年干支を欠き、職役が「巫女」であるDは年齢を「年」で表示している。このように妻の記載方式には差異がある。妻の姓・年齢・本貫・祖先の記載法について整理すると表6となる。

876人の妻のうち姓の氏表記は862人(98.4%)、召史表記が14人(1.6%)、年齢の甲表記は867人(99.0%)、年表記は9人(1.0%)、本貫の籍表記が763人(87.1%)、本表記が91人(10.4%)、本貫不記が22人(2.5%)である。姓の氏表記、年齢の甲表記、本貫の籍表記がおおの多くを占め、この3種のいずれももつ妻の数を算出すると759人で、戸主妻の86.6%に達する。一方、祖先については祖先をまったく載せないC、Dのような例が637人(72.7%)におよび、四祖をみな記載しているのは193人(22.0%)にとどまる。なお、表で「その他」とあるのは、四祖のうち外祖を記していなかったり、父だけを記載するなど、四祖に欠けている例である。

こうしたデータはどのように解釈されるであろうか。1843年の慶尚道安義県の場合(南里面・東里面)、妻の姓表記には「氏」(27.9%)・「召史」(10.1%)のほか「姓」(59.9%)・「助是」(2.2%)があり、「氏」は本貫表記の「籍」と、

「召史」・「姓」・「助是」は本貫表記の「本」とむすびつく傾向が強い。⁽²⁴⁾ 年齢表記はほとんどが「年」表記で、まれに「齡」がみえるが「甲」はない。夫職役との関係を見ると、氏一籍表記は幼学と強く結びつき、「姓」と「召史」の夫の職役は多様であるが、「召史」の夫に幼学はなく私奴を含む。「助是」の夫は柳器匠にかぎられる。安義県では妻の姓・本貫表記が身分標識的性格をもっていたといえる。

中和について夫職役との関係を見ると、職役が幼学である戸主の妻は99.7%が氏表記をとり、99.9%が甲表記、91.5%が籍表記である。閑良の妻も95.4%が氏表記、98.2%が甲表記、76.4%が籍表記である。閑良の籍表記がやや少ないものの、幼学と閑良の妻はともに氏・甲・籍に集中しているといつてよい。一方、数は少ないが、先に身役（軍役）記載者としてあげた精抄・兵営軍・壮武隊・防軍・大旗手および軍官の妻だと、氏表記が30.0%に対し召史が70.0%であり、年齢の年表記が60.0%、本貫の本表記が50.0%を占める。妻の記載方式の身分的差異がわずかに残存していたといえる。

一方、祖先記載に関して、前述のとおり中和では祖先をまったく記載しない妻が多かった（72.7%）。戸主とともに妻の四祖を記すのは『経国大典』礼典・戸口式にさかのぼり、1843年の慶尚道安義では妻の全員が四祖を記載している。中和の場合、妻の祖先の不記載と夫の職役、あるいは妻の姓・年齢・本貫表記との間に関係をみいだすことはできず、妻の記載の粗略化ないし簡略化が進んでいたと判断される。

なお、戸内に妻以外の女性としては母および婦（子婦）・孫婦・弟妻・侄妻といった同居男性親族の妻が登場するが、前に述べたとおり戸主夫婦の女子はいない。女子がいても戸籍に載せないことが慣行化していたようである。

表6 『中和府戸籍』
戸主妻の表記法

	表記	人数
姓	氏	862
	召史	14
年齢	甲	867
	年	9
本貫	籍本	763
	本	91
	本貫不記	22
祖先	四祖	193
	祖先不記載	637
	その他	46

(24) 氏表記の妻は籍表記が89.9%を占め、召史表記は本表記が98.5%、姓表記は本表記が99.5%、助是表記は本表記が100%であった（山内〔2008：101、表5-2〕より算出）。

(3) 奴婢

戸内登載者に関して、もう一点興味深いのは奴婢がほとんどいないことである。戸主に奴婢は皆無であり、戸内にもわずかに婢が4人いるだけである。この4人は率居（仰役）奴婢とよばれる存在で、主人の家屋に同居して使役された。婢を載せる戸は3戸あり、うち1戸が2人、2戸が1人ずつ記している。戸主はいずれも幼学である。2人の婢が記載された戸（上道面六里15統5戸）は戸内登載者数が26人という『中和府戸籍』中では例外的に大規模な戸である⁽²⁵⁾。

慶尚道の同時期の戸籍では、1843年の安義県南里面・東里面で戸主の1.3%、戸内記載者（戸主を含む）の15.5%が奴婢であった⁽²⁶⁾。1858年の大丘10面では戸主の1.5%、戸内記載者の31.3%が奴婢であった（四方1976：125、145）。趨勢的には小農経営の成長と奴良妻従母法の再施行・確定などによって、18世紀後半以降、奴婢制は解体に向かったと考えられており、実際、各地で奴婢戸主は激減している。そのなかで幼学を称する戸には、実際の所有有無にかかわらず1人程度の奴婢を率居奴婢として記載する慣行がうまれており（宋亮燮2004：148～155）、それが慶尚道地域の戸籍上の奴婢人口を引き上げていたようである。しかし、『中和府戸籍』に奴婢がほとんどみえないということは、そうした慣行が朝鮮全土にわたるものではなく、少なくとも中和府の古生陽・上道の2面では奴婢制がほとんど解体された状態であったことを示していよう。

おわりに

1852年『中和府戸籍』の特徴を最後にまとめて結びとしよう。

第一に、『中和府戸籍』の基本的な構成、戸の編成方法などは同時期の慶尚道地域の戸籍と違いはなく、1675年の五家統事目以降の朝鮮戸籍の範疇に属する。

(25) 戸主と妻、5人の弟とその妻5人、4人の男子とその妻（婦）2人、3人の任（甥）とその妻3人にくわえ、婢2人が記されている。

(26) 『慶尚道安義県戸籍大帳』癸卯式第3冊。

(27) 奴婢制の変化に関する概論に李憲昶（2004：74～75）、李成市ほか編（2017：421～422）がある。

第二に、記載内容からみると戸主の把握に重点が置かれているといえる。戸主については職役・姓名・年齢・本貫・四祖がほぼ例外なく記されており、通例の朝鮮戸籍の記載項目を網羅している。それに対し、戸主の妻には祖先情報を欠く例が多く、子・女にはかなりの漏口が予想された。本戸籍は一定数の戸を戸主によって把握するところに主眼を置いており、実際に存在した戸口の実数把握にはさほど強い関心を示していないとみるべきであろう。

第三に、戸主の職役は幼学が過半を占め、閑良がそれにつき、両者で戸主の9割を超える。通常の身役はわずかしがなく、慶尚道地域以上に軍役制の解体が進んでいた可能性を示す。ただし、すべての戸主が幼学を称しているわけではなく、身分のないし社会的な階層差が依然残っていたことも予想される。同じことは妻についてもいえ、姓の氏表記・年齢の甲表記・本貫の籍表記に集中してはいるが、そうではない者も一定数存在していた。

第四に、戸内に奴婢はほとんどなく、奴婢制の解体傾向が戸籍上にあらわれていた。この点も慶尚道地域以上に明瞭な特徴である。

ところで、1896年以降になると、あたらしい様式の戸籍がつくられはじめる。この新式戸籍（光武戸籍）には印刷・規格化された用紙が用いられ、把握の重点は戸と戸主の情報に置かれた（山内民博2014：41～44）。1852年『中和府戸籍』における妻の祖先不記載、姓表記法の氏表記への集中、奴婢の不記載といった特長は新式戸籍にもみられるものであり、中和府において進行していた変化の延長線上に新式戸籍が登場してくると考えることもできる。

このように南部、慶尚道地域とは異なる特徴を示す平安道『中和府戸籍』は19世紀後半期の朝鮮社会の変化を考える上で貴重な史料であるといえよう。

史料

『慶尚道安義県戸籍大帳』学習院大学図書館蔵

「開国五百四年三月日中和府事例」『関西邑誌』（奎章閣26冊本）「中和府邑誌」

附、所収。影印：『邑誌』十七、平安道④、亜細亜文化社、1986年

『戸籍所謄録』東京大学蔵、翻刻：武田幸男編『朝鮮後期の慶尚道丹城県における社会動態の研究（Ⅱ）—学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究（3）—』学習院大学東洋文化研究所（調査研究報告33）、1997年

「中和府邑誌及事例並録成冊」『関西邑誌』（奎章閣21冊本）所収。影印：『邑

誌』十五、平安道②、亜細亜文化社、1986年
『平安道中和府壬子式年戸籍』東北大学附属図書館蔵
「龍岡県事例」『関西邑誌』（奎章閣26冊本）所收。影印：『邑誌』十七、平安道④、亜細亜文化社、1986年

参考文献

- 井上和枝 1985「李朝後期慶尚道丹城県の社会変動—学習院大学蔵丹城県戸籍大帳研究」『学習院史学』23
- 2003「最近の戸籍大帳および戸籍関連研究の動向」武田幸男編『学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳等目録—学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究（5）』学習院大学東洋文化研究所
- 韓榮國 1985「朝鮮王朝 戸籍의 基礎的 研究」『韓国史学』6
- 金容燮 1984「朝鮮後期の 賦税制度 釐正策」同著『増補版韓国近代農業史研究』上、一潮閣
- 四方博 1976「李朝人口に関する身分階級別的觀察」同著『朝鮮社会経済史研究（中）』国書刊行会、原載『朝鮮社会法制史研究』京城帝国大学法学会論集第9冊、1937年
- 宋亮燮 2004「19世紀 幼学戸의 구조와 성격—『丹城戸籍大帳』을 중심으로」（19世紀幼学戸の構造と性格—『丹城戸籍大帳』を中心に）『大東文化研究』47
- 武田幸男 1983『学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究—19世紀慶尚南道鎭海県の戸籍大帳を通じて—』学習院大学東洋文化研究所（調査研究報告13）
- 1991「学習院大学蔵の丹城県戸籍大帳とその意義」同編『朝鮮後期の慶尚道丹城県における社会動態の研究（I）—学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究（3）—』学習院大学東洋文化研究所（調査研究報告27）
- 朝鮮史研究会編 2011『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版会
- 東洋文庫東北アジア研究班（朝鮮） 2004『日本所在朝鮮戸籍関係資料解題』東洋文庫
- 西田信治 1984「李朝軍役体制の解体」『朝鮮史研究会論文集』21

- 藤本幸夫 2018『日本現存朝鮮本研究 史部』東国大学校出版部（韓国）
- 山内弘一 1997「李朝後期の戸籍編成について」武田幸男編『朝鮮後期の慶尚道丹城県における社会動態の研究Ⅱ—学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究（3）—』学習院大東洋文化研究所（調査研究報告33）
- 山内民博 2002「学習院大学蔵慶尚道安義県戸籍大帳について」武田幸男編『朝鮮後期の慶尚道における社会動態の研究—学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究（4）—』学習院大学東洋文化研究所（調査研究報告51）
- 2008「19世紀朝鮮郷村社会と幼学・士族—安義県戸籍大帳の分析から—」平成16年度～平成19年度科学研究費補助金基盤研究（B）「朝鮮近世士族の社会的性格に関する総合的研究」研究成果報告書
- 2014「一九世紀末二〇世紀初朝鮮における戸口調査と新式戸籍—地方における認識と対応—」『朝鮮史研究会論文集』52
- 李憲祚 2004『韓国経済通史』（須川英徳・六反田豊監訳）法政大学出版局
- 李成市・宮嶋博史・糟谷憲一編 2017『世界歴史大系 朝鮮史』1 山川出版社
- 林學成 2005「조선 후기 戸籍자료에서 확인되는 巫覡과 廣大·才人들（Ⅰ）」（朝鮮後期戸籍資料に確認される巫覡と廣大・才人）『역사민속학』（歴史民俗学）20

*本研究はJSPS科研費17K03127、18H03585の助成を受けたものである。